

長 建 協 発 第 511号
平成24年 3月 1 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の選任に係る
当面の取り扱いについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼
申し上げます。

さて、建設業法第26条第3項の工事現場に置く専任の主任技術者又は監理
技術者については、建設業法施行令第27条及び「監理技術者制度運用マニユア
ル」により、その適正な配置が求められます。

今般、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、今後、復旧・復
興工事が本格化することが想定されている状況を踏まえ、被災地域における建
設工事について、技術者の専任に関する当面の取り扱いを別添のとおり定めた
旨、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より連絡がまいっておりますので
お知らせ申し上げます。